

「公民館 利用に関するお願い」改定事項の要旨

公民館活動における新型コロナウイルス対策として実施している利用制限等については、以下のとおり改訂する。

<改定事項>

1. 活動内容の制限について

「大声での発声、歌唱などを伴うイベント、活動の禁止」を撤廃し、これらの活動を実施可能とする。

2. 活動に関してのお願いについて

大声での発声、歌唱などを伴うグループ活動については、近距離の会話を避け、マスク着用、密の回避、換気等の十分な対策を講じた上で実施することとし、公民館の職員と相談の上、必要な事項を決定する。

また、マイクの共用を極力避ける。やむを得ず共用する場合は、都度消毒を徹底するものとする。

大声での発声、歌唱などを伴うイベント・公演については、出演時以外は必ずマスクを着用し、出演時の感染症対策については、公民館職員と相談の上、必要な事項を決定する。